

オリエンテーション期間における立て看板の管理に関する東京大学教養学部学生自治会と2023年度東京大学教養学部オリエンテーション委員会との確認書

東京大学教養学部学生自治会（以下、「学生自治会」という。）と2023年度東京大学教養学部オリエンテーション委員会（以下、「オリエンテーション委員会」という。）は、立て看板規則（以下、単に「規則」という。）第2条第2項に基づき、オリエンテーション期間中における立て看板等（規則が定める立て看板及びポスタースタンドをいう。特殊看板も含む。以下同じ。）の管理委託の協約を以下の通り締結する。ただし規則第2条第3項の規定にかかわらず、この確認書に特別の定めがある事項については、規則を適用する。

第1条 オリエンテーション委員会による立て看板等の管理期間（以下「管理期間」という。）は、令和5年2月27日から同年4月30日までとする。ただし、オリエンテーション委員会と学生自治会の双方が協議し合意した場合は、4月30日を越えて管理期間を延長することができる。

第2条 管理期間を設ける理由は、立て看板の設置を希望する団体及び個人が著しく増加しこれを調整する必要があるため並びにオリエンテーション委員会によるオリエンテーション運営の円滑性及び効率性の向上を図るためである。

第3条 管理期間中に学生が設置する立て看板等は、すべてオリエンテーション委員会が管理する。

第4条

- 1 学生自治会は、以下の各号に掲げる内容の広報を立て看板設置主体に対して行う。
 - 一 令和5年2月24日午前0時までに立て看板等を撤去しなければならないこと
 - 二 令和5年2月24日午前0時以降に立て看板等は、学生自治会の管理のもと移動または撤去されること
 - 三 学生自治会が撤去した後に設置された立て看板等は、令和5年2月27日午前0時以降オリエンテーション委員会の管理のもと移動または撤去されること
- 2 オリエンテーション委員会は、オリエンテーション期間後の立て看板等撤去の広報を立て看板設置主体に対して行う。

第5条 特殊な形状の立て看板を除く立て看板等の設置基準は、規則第4条及び第5条に準拠する。

第6条 立て看板等の管理については、規則第7条、第9条に準拠する。

第7条 オリエンテーション委員会の定める立て看板等の管理方法について明らかな安全上の問題がある場合、学生自治会はオリエンテーション委員会にこれの改善を求めることができる。

第8条 オリエンテーション委員会は、立て看板等に関し、管理期間中に教養学部等学生支援課と協議を行う必要が生じた場合、その旨を学生自治会へ事前に通知し、学生自治会と連帯して協議を行うものとする。

第9条 一号館前ロータリー及び正門前には、オリエンテーション委員会が定めるところによりオリエンテーションに参加する学生団体のみ立て看板及び特殊看板を設置できる。これは当該区域に立て看板の設置を希望する団体及び個人が著しく多いことが予想されるため、オリエンテーション委員会による調整が必要なためである。

第10条 オリエンテーションに関係ない立て看板等は令和5年2月27日午後6時以降設置できる。これは当日、オリエンテーションに関係のあるものも含め、立て看板の設置を行おうとする団体及び個人が著しく多いことが予想されるためである。

第11条 オリエンテーション委員会は、学生自治会の許可を得て、事前の通告なく、次に掲げる内容の立て看板等を横たえ、又は撤去することができる。ただし、撤去に際しては、内容の違反の程度と立て看板等を立てる権利の保護とを比較衡量してその妥当性を検討しなければならない。

- 一 個人の人権を侵害するもの
- 二 差別又は暴力を助長するもの
- 三 個人又は団体を誹謗中傷するもの
- 四 その他オリエンテーション委員会が不適切と認めるものであって、立て看板等を立てる権利を制約する上で相当の理由があるもの

2 駒場生は、前項各号に定める内容を含むと認められる立て看板等を発見した場合、オリエンテーション委員会に当該立て看板等を横たえ、又は撤去するよう請求することができる。

3 前項の請求があったときは、オリエンテーション委員会は、学生自治会広報局に直ちにこれを通告し、対応を協議するものとする。

4 オリエンテーション委員会及び学生自治会広報局が当該立て看板等を横たえ、又は撤去することが妥当であると認定した場合は、オリエンテーション委員会は、直ちに当該立

て看板等を横たえ、又は撤去しなければならない。

- 5 前項の規定は、第2項に定める請求がない立て看板等を学生自治会広報局及びオリエンテーション委員会で独自の審理に付し、横たえ又は撤去することが妥当であると認定することを妨げない。
- 6 第4項及び第5項の規定により横たえられ、又は撤去された立て看板等は、規則第8条第3項の定めるところにより横たえられ、又は撤去されたものとみなす。

第12条 管理期間中の立て看板等について、この確認書に定めのない事項については、適宜協議して定める。学生自治会及びオリエンテーション委員会はこのために、可能な限りの情報を共有する。

以上の証拠として、学生自治会とオリエンテーション委員会はこの確認書に署名した。

令和5年2月20日

東京大学教養学部学生自治会 全権委員

2023年度東京大学教養学部オリエンテーション委員会 全権委員